

農業者年金制度改革について

平成12年8月25日
農 林 水 産 省

農業者年金制度の課題

農業者年金は、若い後継者が相当数いる、農地が足りないといった昭和40年代前半の農業構造の中で、老後生活の安定に加え、農業経営の若返りや規模拡大を促進するという旧農業基本法の政策目的を達成するために創設された。

その後、今日に至るまでに、

- (1) 96万人に対して3.6兆円の年金を支給する等農業者の老後生活の安定
 - (2) 30歳代前半の後継者中心に85.1万件の経営移譲が行われる等農業経営の近代化(若返り)
 - (3) 154万haの農地が細分化されずに後継者に継承され、また、14万haの農地が第三者に移譲される等農地保有の合理化(農地の細分化の防止・規模拡大)
- といった政策効果を上げてきた。

しかしながら、

- (1) 農業就業人口が高齢化し、若い担い手が不足していることから経営移譲しようにもできない
 - (2) 経営移譲の相手方の過半がサラリーマン後継者である
 - (3) 農業後継者の半数が農業者年金に加入しない
 - (4) 加入者1人が受給者2.5人を支えている
 - (5) 保険料が年々高くなり負担が重すぎる事等による保険料収納率の低下
- といった、農政上・年金財政上の大問題に直面している。

農業者年金制度の抜本改革

1．これらの大問題を克服するため、制度の抜本改革を行って継続し、国民一般が納得しうる食料・農業・農村基本法の理念に即した政策年金として再構築することとする。

なお、今日の事態に至った要因である未加入者の存在・保険料収納率の低下等とともに、国が制度を設計し管理運営してきたという点を十分に踏まえ、今回の改革にあたることが重要である。

そこで、農業者年金制度の改革に当たっては以下の基本方針で臨むものとし、制度改革が円滑に行われるよう与党・農林水産省・農業団体の三者は一体で取り組むものとする。

食料・農業・農村基本法下の農政を推進するに当たっての原点は、何よりも農業者の信頼を得ることであり、農業者年金制度改革に当たっても、農業者の信頼を得ることという基本を踏まえて対応する。

食料・農業・農村基本法の理念や政策の展開方向に即した抜本的改革を行う。

農業者及び国民一般にも理解と納得が得られるものとする。

2．新しい制度の骨格

(1) 政策目的

農業構造の大きな変化、食料・農業・農村基本法の理念に即し、従来の農業経営の近代化、農地保有の合理化から担い手の確保・育成、農業経営資源の継承という農業の持続的発展に寄与するものに改める。

(2) 財政方式

加入者数等の基礎率に左右されにくい積立方式に変更する。

(3) 加入要件

政策目的の変更に即し、農地の権利名義を有する者から農業に従事する者に改正する。この結果、加入可能者は大幅に増加する。

(4) 政策支援

対象者

対象者については、食料・農業・農村基本法の政策目標の達成のため、農業者年金に20年間以上加入することが見込まれ、次の要件を

満たす意欲ある担い手とする。なお、所得水準は実態を踏まえて青色申告特別控除後の農業所得で900万円以下とする。

ア．認定農業者で青色申告者

イ．上記の者と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者・後継者

ウ．これらに準ずる者として農林水産大臣が定めるもの

エ．35歳未満の農業後継者で将来的に認定農業者で青色申告者になることを予定している者

政策支援割合

10分の3を基本とする。

ただし、35歳未満の者でア又はイの者については2分の1とし、ウの者及び移行措置対象者については10分の2とする。

政策支援期間

35歳以上の政策支援期間については10年間を上限とする。ただし、35歳未満の期間については政策支援要件を満たしている期間のすべてを政策支援期間とし、35歳以上の政策支援期間と合算して全体で最大20年とする。

移行措置

現行加入者について経過措置として3年間支援対象とし、この間に新制度への円滑な移行を図る。

(5) その他

現行制度についての農村現場の声を受けとめ、

死亡一時金は納付済保険料総額の水準とする

被用者年金に係るカラ期間の延長

保険料免除

等を措置することとする。

3．制度の抜本的改革に伴う所要の調整

制度の抜本的改革を行って継続し、国民一般が納得しうる食料・農業・農村基本法の理念に即した政策年金として再構築するためには、現行制度の受給者、加入者、待期者に適切な措置を講ずることが必要である。

(1) 受給者への措置

国が政策年金として管理運営してきたこと、一方、積立方式へ移行して将来的に安定した制度として再構築するためには受給者にも最小限の負担を求めざるを得ないという事情を踏まえ、年金水準の必要な調整措置を講じる。

受給者の負担は平均で9.8パーセントとする。このうち、老齢年金（併給老齢を除く）については負担ゼロとし、その他については若干の傾斜により配分を行う。

(2) 加入者・待期者への措置

55歳未満の者については、いかなる世代においても掛け損が生じないようにする。なお、若齢者ほど年金受給開始が後年になるということ踏まえた水準とする。

また、45歳以上55歳未満の者であって現行制度の加算付経営移譲の要件を満たす経営移譲を行うものには、適切な経過措置を講じる。

55歳以上の者については、適切な経過措置を講じる。

特例配偶者加入者については、加入期間が短期であること等に配慮し、保険料納付済期間の3分の1を加算する。

特例脱退一時金については、制度の再構築という観点も踏まえながら80パーセント程度とする。